

# 保土ヶ谷区民会議設置要領

制 定 昭和49年7月27日

改 正 平成30年10月22日

## 1. 趣 旨

私たち区民は、保土ヶ谷区内の諸問題について、区民相互で話し合う場として、保土ヶ谷区民会議（以下「区民会議」という。）を設置します。

## 2. 目 的

区民会議は、行政と区民とのパイプ役として、連合町内会や各種団体との連携を密にし、区民会議・地域・行政のトライアングルで、住み良い保土ヶ谷区のまちづくりを目指して活動します。

## 3. 活 動

(1) 区民会議は、自主的な組織であり、次のことについて話し合います。

ア 区の将来構想

イ 区民の生活環境向上

ウ 環境、教育、交通、災害、福祉等 区民会議で必要と認めたこと

(2) 区民会議は、市、区その他関係諸機関に情報の提供を求めることができます。

(3) 区民会議は、横浜市と互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくため「保土ヶ谷区の『住み良いまちづくり活動』に関する協働契約」（以下「協働契約」という。）を締結した趣旨を踏まえ、次に掲げる活動を行います。

ア 広聴

区民や地域が抱えている問題を解決するために、地域住民が相互に

話し合う「地域のつどい」を開催し、地域の意見を収集します。

イ 提言

区民会議で話し合われた内容や地域で話し合われた意見をまとめ、行政や関係機関に提言・要望を行います。

ウ 地域活動の支援

地域イベントに積極的に参加し、地域の活動を支援します。

エ 行政とのパートナーシップ

区主催のイベントや実行委員会等に積極的に参加し、課題解決に向けた行政の活動に協働で取り組みます。

オ 発信

区民会議ニュースやホームページ、地元メディア、「区民のつどい」等を通じて、区民へ情報提供や区民会議の活動内容を発信します。

## 4. 構成

(1) 区民会議は、次の基準によって選ばれた委員で構成します。

ア 各地区連合町内会・各地区社会福祉協議会から推薦された人

イ 各種団体・市民組織（アを除く）から推薦された人

ウ 公募に応じた人（ただし、多数の場合は、抽選で選びます。）

(2) 委員は120名程度とします。

## 5. 組織

(1) 区民会議は組織を円滑に運営するために運営委員会を設置します。

ア 運営委員は25名程度とします。

(2) 区民会議は、正副代表委員会を設置します。

ア 正代表委員は、区民会議を代表し、統括します。

イ 副代表委員は、代表委員を補佐します。

(3) 区民会議は、分科会を設置します。

(4) 分科会委員の中から座長を選び、必要に応じて座長会を設置します。

(5) 区民会議は、広報委員会を設置します。

- (6) 区民会議は、選考委員会を設置します。
- (7) 区民会議は、その他必要に応じて委員会を設置することができます。

## 6. 任 期

- (1) 委員の任期は1期2年とします。ただし再任は妨げません。
- (2) 委員の任期は改選年度の4月1日から翌々年度の3月31日までの2年間とします。
- (3) 委員が任期中、病気その他やむを得ない事情で交代するときの任期は、前任者の残任期間とします。
- (4) 残任期間が6か月未満又は一時的に出席できないときの委員の交代は、運営委員会で決定します。
- (5) 正代表委員の任期は1期2年とし、再任は妨げません。
- (6) 副代表委員の任期は1期2年とし、再任は妨げません。
- (7) 正代表委員または、副代表委員が任期途中、病気その他やむを得ない事情で交代する時の任期は、前任者の残任期間とします。

## 7. 会議・委員会・つどい等

- (1) 区民会議委員を対象にして総会、全体会、研修会を開催します。
  - ア 総会は、原則として期に1回開催します。
  - イ 全体会は、年1回開催します。また、必要により臨時に開催することができます。
  - ウ 研修会は、委員が区民会議に関する内容を学ぶためや、見聞を広めたり親睦を深めるために開催します。
- (2) 運営委員会は次のことについて決議します。
  - ア 次期運営委員候補者の中から、正代表委員候補者1名と副代表委員候補者4名を総会に推薦し、その承認を受けます。
  - イ 総会・全体会等の日時、議題、進行、運営に必要な役割分担。

ウ その他、区民会議の運営について必要な事項。

- (3) 正副代表委員会は、区民会議を円滑に推進するために開催します。
- (4) 分科会は、専門分野別に区の諸問題について検討します。
- (5) 広報委員会は、区民会議の活動内容を広報紙やホームページにて発信します。
- (6) 座長会は、必要に応じて開催します。
- (7) 選考委員会は、運営委員の中から選出された選考委員により次期区民会議委員と次期運営委員候補者を選びます。
- (8) 区民会議は、地域の諸課題等について、区民相互の話し合いを行うため「地域のつどい」を開催します。話し合いで出された提言・要望は区民会議がまとめ、行政に提出します。
- (9) 区民会議は、活動内容の発表や、設定されたテーマに基づいた講演会等を行うために「区民のつどい」を開催します。
- (10) 必要に応じて、区の行事や行政が主管する委員会にも参加します。
- (11) 区民会議において決議を必要とする場合は、出席者の多数をもって決定します。
- (12) 区民会議は、会議や活動の内容を記録します。

## 8. 協働契約に基づく協働の進め方

- (1) 区民会議は、横浜市と協働で活動に取り組むにあたり、年度ごとに活動目標及び活動実施計画の策定を行います。
- (2) 区民会議は、協働契約に基づき、活動の適正な執行に努め、定期的に協働の活動進捗状況を確認し、必要に応じて活動実施計画の改善を図ります。
- (3) 区民会議は、当該年度の活動終了後に、区民会議と横浜市で協議する場を設け、活動評価を実施します。

## 9. 顧問、相談役及びアドバイザー

- (1) 区選出の県・市議員を、区民会議の顧問とします。
- (2) 区民会議で正代表委員、副代表委員を務め、委員を退任した者を相談役とすることができます。
- (3) 区民会議は、各分野の専門的知識または経験を有する人（アドバイザー）に、

アドバイスを求めることができます。

## 10. 事務局

区民会議の事務局は、保土ヶ谷区総務部区政推進課に置きます。

## 11. その他

この設置要領の改正等に関しては、運営委員会において協議し、全体会で決めます。

## 12. 期日

この区民会議は、昭和49年 7月27日から発足します。

この改正要領は、昭和51年 8月 1日から実施します。

この改正要領は、昭和52年 9月24日から実施します。

この改正要領は、昭和53年12月 2日から実施します。

この改正要領は、昭和55年 9月 6日から実施します。

この改正要領は、昭和62年 2月 7日から実施します。

この改正要領は、平成 元年 3月 4日から実施します。

この改正要領は、平成 2年12月 1日から実施します。

この改正要領は、平成 6年12月15日から実施します。

この改正要領は、平成13年 1月15日から実施します。

この改正要領は、平成15年 4月 1日から実施します。

この改正要領は、平成16年 7月23日から実施します。

この改正要領は、平成17年 2月23日から実施します。

この改正要領は、平成18年 7月29日から実施します。

この改正要領は、平成30年10月22日から実施します。

## 保土ヶ谷区民会議設置要領の細目事項

区民会議は、保土ヶ谷区民会議設置要領（以下「設置要領」という。）により運営されるほか、次のとおり、細目事項を定め運営します。

1. 設置要領5項(6)の選考委員会は、運営委員会の中から若干名の委員を選出し、区民会議委員改選前年の11月に設置します。
2. 設置要領7項(7)の次期区民会議委員については、設置要領4項の構成基準により、原則として、次の各組織へ依頼し、推薦を受け、決定します。
  - (1) 地区連合町内会
  - (2) 地区社会福祉協議会
  - (3) 各種団体・市民組織
    - ア 教育
    - イ 社会福祉
    - ウ 地域社会
    - エ 青少年・女性・労働
    - オ 医療・保健
    - カ 産業
    - キ 文化・体育
  - (4) 公募
3. 設置要領7項(7)の次期運営委員候補者は、設置要領4項の決定した区民会議委員の中から、地域・組織等を考慮して、内定します。
4. 次期委員・運営委員・正副代表委員の選出については、次のとおり行います。
  - (1) 選考委員会は、決定した次期委員・内定した次期運営委員候補者を運営委員会に報告します。
  - (2) 運営委員会は、次期運営委員候補者を総会に推薦し、その承認を受けます。
  - (3) 運営委員会は、次期正代表委員候補者及び副代表委員候補者の選出を次のとおり行います。
    - ア 運営委員は、次期運営委員候補者より正代表委員候補者1名を投票で選びます。
    - イ 投票の結果、得票数が上位で同数の候補者が出た場合は、当該候補者（氏名を公表）の中から、再投票を行い候補者を選びます。

ウ 運営委員は、次期運営委員候補者より副代表委員候補者4名を投票で選びます。

エ 投票の結果、得票数が同数により5名以上になった場合は、同数を獲得した当該候補者（氏名を公表）の中から再投票を行い候補者を選びます。

オ 正代表委員候補者及び副代表委員候補者に辞退者が出た場合は、次点者が繰り上がるものとします。

なお、次点者が2名以上いる場合は、当該者の中から投票で選びます。

5. 正副代表委員は、設置要領5項(2)の任務のほか、次の事項についてそれぞれ役割を分担します。

- (1) 運営委員会等に関する事項
- (2) 総会・全体会等に関する事項
- (3) 分科会・座長会等に関する事項
- (4) 「地域のつどい」「区民のつどい」等に関する事項
- (5) 広報委員会等に関する事項

6. この細目事項についての改正等に関しては、運営委員会で協議し決定します。

## 付 則

この細目事項については、昭和62年 2月 7日から実施します。

この細目事項については、平成 元年 3月 4日から実施します。

この細目事項については、平成 6年12月15日から実施します。

この細目事項については、平成13年 1月15日から実施します。

この細目事項については、平成15年 4月 1日から実施します。

この細目事項については、平成16年 7月23日から実施します。

この細目事項については、平成17年 2月23日から実施します。

この細目事項については、平成18年 7月29日から実施します。

この細目事項については、平成18年12月25日から実施します。

この細目事項については、平成24年 8月27日から実施します。

この細目事項については、平成30年10月22日から実施します。